

# 千葉基礎セミナー講義ノート

2003年11月11日

## 夏休みの課題について

(前々回の復習)

！プレゼンの方法！

(1) プレゼン用のレジュメが必要

(2) 読んでいるか、読んでいないかに関係なく、興味を引かれるような内容の説明をする

(3) レジュメの組み立て(=プレゼンの組み立て)を考える。・・・まず、最初に、これから話す内容・この問題を扱う理由を説明する。

(Kくんのプレゼン)

ネット関係の法など、最近では今までになかったためにいきなり完成した法がいくつも見られる。数年前までは「そんなこと有り得ない」と思われていたようなことだからであろうと私は思う。

そこで、あえて「有り得ない」と考えられていることに着目して、今の法律で出来る限りのことをするとしたらどうなるか考えてみたいと思う。そこで、以下のことについて考えてみた

※魔法のほうきと交通規則の関係について

「魔女の宅急便」という作品で、キキは初めて町に来たときに、人と車でごった返している町中をほうきで飛んでいた。そのときに前方不注意で事故を起こしそうになり、とんでもないスピードで飛び回ってしまう。そのときに駆けつけた警官に「魔女でも交通規則は守らない」と注意されてしまう。しかし、現実ではほうきは交通手段として使われていない。ならばほうきは交通法上ではどのように扱われるのか、そして映画内での事柄は違反となるかということについて取り上げて行きたい

○航空法との関係

ほうきは空を飛ぶ=航空法に関係する乗り物であると定義した場合。

同法第二条第一項で規定

これより、政令で認めてしまえばどんなものでも航空機とみなせる、と解釈可能

(問題点) 航空法は「その他政令で定める～」のことを考えていない

それでもあえてこの規定を利用した場合、次のようになる

第八十一条一項及び、第八十五条というのに違反

第二条第一項に「その他政令で定める航空の用に供することができる機器」とあるが、現在の政令でほうきを航空機と定めているはずがない。

↓

ほうきは航空機とはみなせない

○道路交通法との関連について

道路交通法には歩行者についての「規定」はどこにも書かれていない

↓

①ほうきに乗って移動することは、歩行者と同等と考えられる

②ほうきという媒体を使っているので、自転車に準ずるものとする

①の場合

第七十六条第四項の7に反し、これは第一百二十条第九項に該当

②の場合

第六十三条第四項の2に反し、第二百一十一条第五項に該当

(Gさんのプレゼン)

法律における恋愛問題の基本は婚姻関係である。

結婚とは…

誰にも拘束されぬ自由な意思に基づいて一生をともに生活しようとする一男一女の、法律上正当と認められ

た結合関係。

婚姻の前に

婚約…民法上の規定はない。法実務によって判例法が形成されている。

→婚姻を正当な理由なく破った場合は？

損害賠償…契約違反で債務不履行

婚姻の行方…婚姻は当事者間の合意

内縁…民法上の規定はないが判例に一貫して保護されている。

しかし結婚と違って、当事者同士が同じ姓を名乗れない、離別について保護されない、相手の遺産の相続権がないなどの制限がある。

結婚

基本的には当事者の合意によって成立

年齢規定

重婚禁止

近親婚の制限

未成年の婚姻…親の同意

→未成年のカップルが親の同意を偽って婚姻届を提出したら？

受理されたら成立。

形式上の審査

詐欺・脅迫による婚姻…取り消し可

結婚の効力

夫婦で同じ姓を名乗る…改姓の強制は人格の侵害だという見方。

同居と協力扶助の義務

未成年は成年になる…身分上は父母の親権を離れ、自分の子に親権を行使できるようになる。

財産上の行為に関しては売買・賃貸借などが単独でも有効

になる。

→選挙は？飲酒・喫煙は？

離婚する場合は

夫婦間の協議でできる。

届出の受理…20歳以上の証人2人の署名

親権者の決定

離婚後の子の監護者…親権者については決めておかないと離婚できない。

実際に世話をする養育者は親権者でなくてもよい。届け出

後にきめてもよい。

裁判離婚になる場合

・不貞な行為

・悪意の遺棄…夫婦間の同居・協力・扶助の義務に反すること。

・配偶者の生死が3年以上分からない

・配偶者が強度の精神病で、回復の見込みがない

但し以上の理由があっても婚姻の継続が相当だと裁判所が判断した時は離婚

請求が棄却されることもある。

(Sさんのプレゼン)

基礎セミナー レジュメ

<<<<婚約・婚姻 男と女の関係 映画「Dr.Tと女たち」を見て>>>>

男女間の関係は特別な約束の上で成り立っている！

○お付き合いをする→婚約する→結婚する(→離婚する)

しかもこれは《愛情》という不安定なものの上に成り立っている！

いろいろな法律があるが、不安定な男女間の関係、婚約・婚姻・離婚についての法律ってなんだか面白そうじ

やないですか??

## 1. 婚約

婚約＝誠心誠意の約束 であり、男女間問題で法が介入してくるのは婚約関係から。

↑↑↑

法というのは規制や強制の型。だから男女間の感情や心のことについて国家権力が入り込むのはおかしい。しかし、婚姻に関係したことになると話が変わる。婚約は婚姻に関連するものだから、法の介入を許す。

- ・ 婚約成立はどこから？
- ・ 婚約＝契約？

## 2. 婚姻（結婚）

婚姻（結婚）＝将来において結婚しようとする合意（約束）

婚姻（結婚）の成立…①二人に婚姻の意思があること

②最低年齢 男18歳 女16歳

③二重結婚でないこと

④近親結婚でないこと

⑤女性が前婚の解消または取り消しから6ヶ月以上経っていること

⑥未成年者は父母のいずれか一方からの同意を得ていること

これらを満たし、婚姻届を役所に提出すれば婚姻成立となる。 でも・・・

- 婚姻成立要件に対する疑問！これって男女差別なんじゃない???
- (婚姻の成立 ②、⑤)

## 3. 婚約破棄

①婚約は、訴訟を起こして結婚を強制することはできない。また、婚約を破った場合に取り違約金その他の損害賠償(→四二〇条)を前もって決めておくことも許さない。ただし、婚約を破ったことについて責任あるものは、そのために生じた損害を賠償しなければならない。

②結婚のために渡した結納や結婚指輪などの財産は、婚約を破ったことについて責任のあるものに対してはその返済を請求することができる。

→→→七〇三条「不当利益の意味」

結婚というのはやはり男女間の愛情という不安定な要素にもとずいて行われるもの。人間の心というのは好きになれ！嫌いになれ！といわれてコロコロ変えられるものではない。同様に結婚は強制できるものではないので、結局このように婚約が不当に破棄された場合、相手は慰謝料や損害賠償などお金の問題として処理せざるを得ない。